

令和8年 第6回八幡浜市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年6月5日(金) 13時30分

2 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室

3 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	欠 席				

○出席職員

事務局長 二宮 万裕美
 事務局次長 松浦 秀紀
 事務局 菊池 嘉隆、宮崎 こずえ

4 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について 11件
 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件
 議案第25号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転) 18件
 議案第26号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約) 16件
 報告第5号 農地法第3条の規定による許可申請の取消願について 1件
 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による届出について 6件

第4 協議・連絡事項

- ・ 農業者年金について
- ・ 第7回農業委員会合同総会後の情報交換会について
- ・ 第7回農業委員会合同総会について

5 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和8年第6回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

 本日の出席委員は、19名中18名で総会成立の定足数に達しています。欠席委員は「19番、柴田 紳一郎 委員」です。

 それでは、菊池会長から招集の挨拶をお願いします。

会 長 (招集挨拶)

議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「5番、木口 金富 委員」、「6番、西川 正則 委員」を指名します。

議 長 続きまして、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

 番号15について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第23号、番号15について説明します。

 農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「805 m²」、外5筆、計「8,786 m²」、3条使用貸借です。

 貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

 借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

 申請事由としては、貸付人は、高齢となり経営規模を縮小したいので、子に貸し付けたい。借受人は、農地を借り受けて、経営規模を拡大したいであります。

 本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たし

ていると考えます。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

13番 番号15について説明します。
今説明があったように高齢で、子どもに貸し付けたいということでこの案件となりました。
お父さんの「〇〇〇〇」さん〇〇歳、息子「〇〇〇〇」君〇〇歳。
住所が違うのは、元々「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇の仕事をしていて、農業に就いて7、8年目になります。結構、県外の転勤も多かったため、また、家が山のでっぺんに近い所なので通勤に不便ということで出て行って、結婚して、子どもの通園とかもありますので、そのままここに住んでおります。
親子での取引になるので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号16から17について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号16から17について、一括して説明します。
番号16、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「宅地介在畑」、面積「278㎡」、3条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、隣接する住宅の土地・建物の売却に合わせて、譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、菜園として利用

したいであります。

この案件につきましては、平成 24 年 12 月 5 日に隣接する住宅の土地・建物を売買した際に、「農地法第 5 条」の許可を条件とした条件付所有権移転仮登記を行っており、今回、3 条許可に切り替えて、正式に所有権の移転登記を行うものです。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続いて番号 17、農地の所在「〇〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「3,307 m²」、外 3 筆、計「4,044 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、離農するため、農地を処分したい。譲受人は、農地を譲り受けて、経営規模を拡大したいであります。

この案件につきまして、24 ページの「報告第 5 号」にも関係しますが、1 行目「〇〇〇〇〇」から 3 行目「〇〇〇〇〇」の 3 筆は、令和 7 年 9 月 5 日付け八農委指令第 29 号において、譲受人「〇〇〇〇〇」を相手とする 3 条有償移転の許可を行っていましたが、許可後、移転登記を行う前に譲渡人の気持ちが変わったため、今回、許可の取消願を提出したうえで、新たに譲受人「〇〇〇〇〇」を相手とする 3 条有償移転の許可申請になります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 16 番について説明します。

譲渡人「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳、譲受人「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳。

譲受人の「〇〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇〇で、譲渡人の「〇〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇〇です。説明にありましたように平成 24 年 12 月に宅地と建物を購入した際に、農地法第 5 条転用を条件にこの土地の仮登記を行っていましたが、今回畑として使用したいため、3 条の要件緩和に伴いこの申請となりました。

実際に行ってみて、きちんと草刈もしてありましたし、ちゃんとしてありましたので何の問題もないと思われまますので承認のほど、よろしく願います。

続きまして、17 番について説明します。

先ほど事務局から説明がありましたように、この案件につきましては令和 7 年 9 月に「〇〇〇〇」さんとの間で、所有権移転の申請がありましたが、説明があったとおり取消願が出されました。

譲渡人の「〇〇〇〇」さん〇〇歳と譲受人の「〇〇〇〇」さん〇〇歳との間で話がまとまりました。現在、「〇〇〇〇」さんはお父さんと〇〇〇〇「〇〇〇〇」をやられながら農業をしております。

この土地なんですが「〇〇〇〇」さんの土地の隣が「〇〇〇〇」さんの土地となっております。

お父さんとの話でまとまりまして、この土地を購入するようになりました。

また、道を入れて便利にしようと言われておりました。

何も問題がないと思われますので承認のほどよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 18 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 18 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「224 m²」、外 7 筆、計「1,932 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、高齢により離農するため、農地を処分したい。譲受人は、農地を譲り受けて、経営規模を拡大したいであります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 譲渡人の「〇〇〇〇」さん、この方は認知症が少し入って、奥さんがこういう話に至ったわけですが、もう一方の「〇〇〇〇」さんも規模拡大、飛ぶ鳥を落とす勢いで次から次へと買っている状況ですが、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 19 から 20 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 19 から 20 について、一括して説明します。
番号 19、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,476 m²」、3 条有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、耕作を続けることができないので、農地を譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、耕作をしたいであります。
本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
続いて番号 20、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「644 m²」、3 条有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、耕作を続けることができないので、農地を譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、耕作をしたい、でありますであります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 それでは 19 番から説明いたします。

19 番の譲渡人「〇〇〇〇」さんですが、住所のとおり〇〇〇〇には住んでおらず、週に 1 度帰って来たりという中で、3、4 年前まで園地の管理しておりました。

お母さんが亡くなられて、なかなか耕作も難しいということで、その辺りから「〇〇〇〇」さんに少しずつ声掛けして、管理をしてもらっていたというような園地になります。この度、3 条有償移転ということでこのような案件となりました。何も問題ないかと思います。

譲受人の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、譲渡人の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳です。「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳の息子さんが 2 年前に戻られてから、家族 3 人で営農されておりますので、何ら問題ないと思います。

続きまして 20 番も譲受人は「〇〇〇〇」さん、同じです。

譲渡人は「〇〇〇〇」さん〇〇歳。

「〇〇〇〇」さんはずっと体調がすぐれないということで、農地はなかなか耕作できていない状況でした。お父さんが結構前にはなるんですけど、農地管理はされていたんですけど、難しいということで「〇〇〇〇」さんがこちらの山もあたっていたというような形になっております。

こちらも今回、3 条有償移転ということで、お互い了承のうえこのような案件となっております。何ら問題ないと思います、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 21 から 23 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 21 から 23 について、一括して説明します。
番号 21、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「460 m²」、外 24 筆、計「22,814 m²」、3 条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、高齢により十分に耕作ができないため、農業後継者である孫に譲渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、経営規模を拡大したいであります。
本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
続いて番号 22、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「879 m²」、3 条賃貸借です。
貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、貸付人は、これまでの借受人が農業後継者に経営を移譲するため、改めてその後継者と賃貸借権の設定を行いたい。借受人は、農業後継者として、改めて賃貸借権の設定を行い、農業経営に精進したいであります。
本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
続いて番号 23、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「259 m²」、外 1 筆、計「563 m²」、3 条有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、市外に住んでおり、管理ができないため譲り渡したい。譲受人は、自作地に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けたいあります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

4 番

それでは 21 番を説明させていただきます。

ただいま事務局から説明を受けたように、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」君〇〇歳ということで、想像してもらったら分かると思うんですけど、じいちゃんと孫です。この 2 人の関係で、もう 5 年ぐらいじいちゃんに付きながら「〇〇〇〇」君は頑張っておりましたが、結婚もし、子供もできたということで、じいちゃんの方からお前が責任を持ってということで、この 3 条無償移転ということで全ての園地を移転させていただく運びになりました。

それを受けて 22 番、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」君〇〇歳ということで、「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんが使用貸借で結んでおられたものを、今度「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」君と 3 条の賃貸借ということで結んだということであります。それでこの孫が継いでくれるということの前までは、「〇〇〇〇」さんは弱気になって、もう小さくしていこうかなと言っていたんですが、孫がしてくれるということで〇〇歳のじいちゃんが孫に一生懸命教えている姿がすごく目について、これでいい繋がりになったなということを見させていただいております。

次に番号 23 なんですが、この「〇〇〇〇」さんは、説明があったように〇〇〇〇に住んでおられます。

そして、この「〇〇〇〇」さん〇〇歳ですが、後継者〇〇歳と共に農業経営が始まっております。隣接地でありますので、この土地に住宅でも倉庫でも建てられたら大変だなということで、色々どうしようかなと思われておられましたけれども、息子との話の中で、ここでやはり農地としてもう 1 回蘇らせたいということがありまして、その運びになりました。問題はありませので報告いたします。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員

(意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 24 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 24 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「447 m²」、3 条
有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、高齢で遠隔地に住んでおり、管理がで
きないため譲り渡したい。譲受人は、近隣に勤務先が管理する菜園があ
り、耕作に便利のため、譲り受けて菜園として利用したいであります。
本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たし
ていると考えます。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 この譲渡人は、〇〇〇〇に行ってもうこっちへ帰らないため、不要と
いうことです。
譲受人の「〇〇〇〇」さんは、ちょうど〇〇〇〇の通りにある〇〇〇
〇の〇〇〇〇をしている方で、地元ということで、ここで野菜を作りたい
ということです。隣に宅地があるんですけど、これも農地に変えて耕
作をしたいということです。何ら問題ないと思いますので、よろし
くお願いします

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござい
ませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 25 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 25 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「56 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、遠隔地に住んでおり、管理ができないため譲り渡したい。譲受人は、自作地に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けたいであります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17 番 それでは 25 番について説明いたします。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。

「〇〇〇〇」さんは、昔、〇〇〇〇というのがあったんですけど、その娘さんでした。名前が変わって、〇〇〇〇におられるようです。それでその時の財産として、道路沿いにこの 56 m²の小さい畑があったわけですが、その財産としてあったものを、今回「〇〇〇〇」さんが買おうということです。

道路沿いにあって、セメントでずっと覆われていまして、一時の間は車の置場みたいになっていたんですが、ある日、重機でセメントを剥いでいたんですが、知らない間に畑になっていて、ここは畑だったんやという感じで思っておりました。

今回「〇〇〇〇」さんが買うようになって、野菜の苗も植えておりますし、管理されておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程します。
番号 3 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 24 号、番号 3 について説明いたします。
農事の所在「〇〇〇〇」、地目「田」、現況「畑」、面積「239 m²」、5 条の所有権移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」さん、〇〇歳、〇〇〇〇の方です。
譲受人「〇〇〇〇」さん、〇〇歳、〇〇〇〇、〇〇〇〇の方です。
転用目的は住宅用地です。
転用理由としては、譲渡人は高齢で、財産を整理するために売却するものです。
譲受人は〇〇〇〇で〇〇〇〇を営んでおります。
今回、申請地を購入して、住宅用地として整備するものです。
申請地は閑静な住宅街で、他方面への通勤が可能な場所となるため、優良な住宅を提供できると考え、宅地とするものです。
続いて、参考資料の 1 ページ、2 ページの位置図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇から 231 メートル、〇〇〇〇から 526 メートルのところに位置しており、都市計画用途地域の第 1 種中高層住居地域にあります。
このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定する用途区域内の農地に該当するため第 3 種農地となります。この第 3 種農地の転用は、同通知により原則許可することができることから、本案件は転用の確実性や周辺の営農状況への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます。
参考資料 3 ページに地番地目図、4 ページに土地利用計画図、5、6 ページに写真を掲載しておりますのでご確認ください。
以上で説明を終わります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

- 5 番 番号3について説明いたします。
- 事務局の方から丁寧な説明があったわけなんですけれども、譲渡人の「〇〇〇〇」さんが財産を処分したいということで、ちょうど道端でもありますし、便利の良い所なので、〇〇〇〇の「〇〇〇〇」さんが買って、宅地にすることで第5条の申請があったわけなんですけれど、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、議案第25号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)」を上程します。
- 番号40から41について、一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第25号について説明します。
- 番号40、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「206㎡」、外4筆、計「4,761㎡」。
- 所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
- 番号41、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,855㎡」。
- 所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
- 以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 まず「〇〇〇〇」さん、旦那さんが〇〇〇〇から帰って、みかんを作って7～8年になるんですが、面積を少し減らしたいということで、「〇

〇〇〇」君は面積をどんどん増やしたいという中で、この前、4 反程の面積を事情があつて手放すことになり、そこで「〇〇〇〇」さんと 2 人で話ができて、売買するということになりました。

このことに関しては、何も問題ないと思います。

そして41番の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇さんのところになるんですけど、「〇〇〇〇」さんは実際に小作ををしている形で、「〇〇〇〇」さんは手放したい、「〇〇〇〇」さんはそのまま作りたいためで売買したいということで、何ら問題ないと思います。

よろしくお願いいたします

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 42 から 44 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 42 から 44 について、一括して説明します。

番号 42、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「594 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 43、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「195 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 44、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,756 m²」、外1筆、計「2,152 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

5 番

それでは番号 42 から説明いたします。

所有権の移転をする「〇〇〇〇」さんは〇〇歳と高齢で、こちらにはいなくて、〇〇〇〇の方におられます。

息子さんが 3 人おられるんですけど、誰も跡を継ぐ者がいないということで、少しずつ財産を処分したいということで、今回の話になりました。

「〇〇〇〇」さんは〇〇歳と若くて、〇〇〇〇をしておられて、定年後百姓をするということで、親父さんは百姓をされておったんですけども、それで今回のこの土地は「〇〇〇〇」さんの土地の隣ということで、売買の運びになりました。

続きまして 43 番は、売り手は同じ「〇〇〇〇」さんで、買い手は「〇〇〇〇」さん〇〇歳ということで、「〇〇〇〇」さんは勤めされておまして、定年になって農業をするということで、この園地は「〇〇〇〇」さんの自宅のちょうど上ということで、「〇〇〇〇」さんが買うようになりました。

続きまして 44 番について説明いたします。売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳と高齢なんですけれど、昔からこの土地は、私が辞める時には「〇〇〇〇」君買ってくれやということで話がまとまっていたそうで、今回売買ということで正式に手続きをするようになりました。

この土地は農免道路沿いの条件の良い土地で、「〇〇〇〇」君の園地にも近いということで、大変いい話ではなかったかと思います。

42、43、44 と別に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員

(意見、質問等なし)

議 長

ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なく承認)

議 長

それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 45 から 50 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 45 から 50 について、一括して説明します。

番号 45、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「90 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 46、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,367 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 47、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「3,745 m²」、外 2 筆、計「4,865 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 48、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,049 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 49、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「681 m²」、外 3 筆、計「3,051.87 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 50、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「831 m²」、外 1 筆、計「1,022 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 それでは45番の方から順番に説明いたします。所有権を移転する「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、今、〇〇〇〇の方にはもう住んでおらず、これから先も住む予定はないということで、こちらの園地に関しては「〇〇〇〇」さんの家の近くの畑のような農地になっております。

移転を受ける者の「〇〇〇〇」さんは、住所は〇〇〇〇になっているんですけども、〇〇〇〇の実家の方に戻られてそちらに住んでおりま

す。

営農をずっと続けているんですけども、「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」さんと相談して、快く管理しますということで引き受けた園地となっております。

続きまして46番の所有権を移転する「〇〇〇〇」さん〇〇歳、〇〇〇〇の方に勤められていて、一部自分の園地を管理はされているんですけど、ちょっと減らしたいということで、前々から移転を受ける「〇〇〇〇」さん〇〇歳の方に貸借という形で管理をお願いしていた状況です。この度、正式に売買ということでこの案件となりました。何も問題ないと思います。

続きまして47番から50番まであるんですけども、47番、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、移転を受ける「〇〇〇〇」さんに関しましては、先月の総会でもお伝えしたんですけども、息子さんも戻られて、かつ外国人の労働者も増やしてということで、規模拡大をしたいと聞いております。

所有権を移転する「〇〇〇〇」さんなんですけれども、かつては〇〇〇〇の別の方がこの園地を管理していたということなんですけれども、その方が耕作をやめたいということで、「〇〇〇〇」さんは当たり手を探していたということです。この度「〇〇〇〇」さんがその依頼を受けて、快く引き受けていただいたということでこの案件が成立したということです。

続きまして48番、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、こちらの「〇〇〇〇」さんの方に関しましては、農地を減らしていきたいという思いの中で、1年前から「〇〇〇〇」さんの方に相談されていたということです。この度、「〇〇〇〇」さんが快く引き受けていただきまして、こちらの売買成立という形になりました。

続きまして49番「〇〇〇〇」さん〇〇歳、ちょっと体調が優れないということで、あっせん会議も奥様が来られていたんですけども、体調不良ということで面積を減らしたいというふうに伺っています。

この度「〇〇〇〇」さんが管理している近くの園地だということで「〇〇〇〇」さんが快く売買を引き受けていただいたので、この運びとなりました。

最後50番「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さんの方も体調が優れないということで、娘さんが管理されていた中で、園地を少しずつ減らしていきたいといった状況の中で、〇〇〇〇地区に関しまして、なかなか当たり手が見つからないような状況の中、こちらも同じで「〇〇〇〇」さんが管理している近くの園地ということで「〇〇〇〇」さんが売買に関しまして快く引き受けていただいたということで、この運びとなりました。

多かったですけれども、何も問題ないと思いますので承認よろしく
お願いします。。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござい
ませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 51 から 54 について、一括して事務局の説明を求め
ます。

事 務 局 番号 51 から 54 について、一括して説明します。
番号 51、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、
現況「樹園地」、面積「930 m²」、外 1 筆、計「2,688 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇
〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号 52、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、
現況「樹園地」、面積「955 m²」、外 2 筆、計「6,515 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇
〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号 53、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、
現況「樹園地」、面積「975 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇
〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号 54、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、
現況「樹園地」、面積「1,495 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇
〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番

それでは 51 番より説明をいたします。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、それと 52 番に名前が出てくる「〇〇〇〇」さん〇〇歳、この 2 人は親子になります。

今回「〇〇〇〇」さん〇〇歳、I ターンで〇〇〇〇に来て、農業をされている方です。

現在農地に関しては所有なしとなっていますが、この間まで研修先の農地を耕作され、今回その農地を研修先に返されたばかりで、新しい農地を探しておられました。

「〇〇〇〇」さんはお父さんが少し体調不良になられて、農地を少し減らしたいという希望で、今回この園地を「〇〇〇〇」さんが買うという話がまとまりました。問題ないと思います。

続いて 53 番「〇〇〇〇」さん、先ほどのお父さん〇〇歳。

「〇〇〇〇」さんは、どんどん規模拡大中で、従業員もこれから増やすし、将来的には息子 2 人いるんですけど、もう 1 人の息子も帰らせて一緒に農業をしたいという思いがあって、どんどん規模を拡大されておられます。

この園地については、隣接園地を「〇〇〇〇」さんが耕作中で、それなら私が作りますということで話がまとまりました。

続いて 54 番「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さんは勤め人でありまして、現在は細々と他の園地に関しては耕作されておるんですが、この園地はずっと小作に出されていて、今回返ってきた園地です。

「〇〇〇〇」さん、ここはちょっと誰かに作ってほしいということで探していたところ、「〇〇〇〇」さんが隣接縁地で、私が作りますということで話がまとまりました。これも何ら問題ありません。

よろしくお願いします。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員

(意見、質問等なし)

議 長

ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なく承認)

議 長

それでは承認することといたします。

(休 憩)

議 長 続きまして、番号 55 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 55 について説明します。
 所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「123 m²」、外 3 筆、計「1,637 m²」。
 所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
 以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号 55 について説明します。
 「〇〇〇〇」とは、〇〇〇〇をしている「〇〇〇〇」君の会社です。
 「〇〇〇〇」君は「〇〇」君の親戚みたいです。
 園地は、「〇〇〇〇」君の倉庫のすぐ横の隣接園地とその周囲です。
 この園地は一昨年までは別の方が作っておったんですけど、去年から「〇〇〇〇」が作るようになりまして、今年、買い取るということで話がまとまりました。
 何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 56 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 56 について説明します。
 所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「132 m²」、外 1 筆、計「594 m²」。
 所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」

○」、売買価格「○○○○」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 それでは番号 56 を説明いたします。

所有権を移転する者、「○○○○」さんは○○歳、○○○○をされております。両親は亡くなられており、地元を離れることということで、家屋の方も処分しております。

買い手の「○○○○」さん○○歳。夫婦とお父さんの 3 名で営農しております。

この畑は「○○○○」さんの畑の隣接でありまして、「○○○○」さんは、この畑に関しては、耕作はここ近年していなかったのですが、農道端の畑になり管理だけはしていたようで、空き地みたいな状態になっておりました。

この度も「○○○○」さんが隣接ということで、「○○○○」さんがこの園地を処分するにあたり、手を挙げまして、既に苗木も植わっている状態となっております。

問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 57 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 57 について説明します。

所有権を移転する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「491 m²」。

所有権を移転する者「○○○○」、所有権の移転を受ける者「○○○○」、売買価格「○○○○」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 3 番 番号 57 について説明いたします。

「〇〇〇〇」君は、〇〇〇〇を経営していて、農業の方はほとんどしておりません。

「〇〇〇〇」君は毎回出てくる「〇〇〇〇」君です。

この土地ですが、3 月に無償の移転があった土地に農道を挟んで隣接しています。この土地は農道から離れている上になるので、忘れていたということで、今回は〇〇〇〇で買いましょうということです。

この土地、樹園地になっているのですが、山をやっていなかったので忘れていた土地でもあったので、今は荒れ地になっていまして、「〇〇〇〇」君が、これから開墾して苗木を植えていくそうです。

何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 26 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）を上程します。

番号 91 から 94 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 26 号について、番号 91 から 94 まで一括して説明します。

番号 91、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「218 m²」、外 10 筆、計「3,753.22 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 92、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、

現況「樹園地」、面積「1,415 m²」、外2筆、計「2,100 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」
〇」、使用貸借。

番号 93、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、
現況「樹園地」、面積「1,327 m²」、外1筆、計「1,638 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」
〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 94、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、
現況「樹園地」、面積「487 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」
〇」、使用貸借。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

1 番

まず、91 番の「〇〇〇〇」さんという方、息子が帰ってきたら返してくださいよという話の中で、「〇〇〇〇」さんが作るということで、何ら問題ないと思います。

そして、92 番も同じで「〇〇〇〇」さん、作り手は「〇〇〇〇」さん。

この「〇〇〇〇」さんは先ほどの「〇〇〇〇」さんと親戚関係になっている方で、元々は〇〇〇〇の方なんですけれども、そんな関係で〇〇〇〇の山も作っていて、親戚でこういう話になりました。

93 番の「〇〇〇〇」さんは、「〇〇〇〇」君、この子は面積をどんどん作りたいということで、先ほども「〇〇〇〇」さんは出てきたんですけれども、この方は〇〇〇〇から帰ってきて、7、8 年作りよるんですけれども、ちょっと面積が多いので、作り手を探していたという状況です。

もう1つ94 番、これも「〇〇〇〇」さんは、息子さんが後継者としてできているので、「〇〇〇〇」さんの息子さんも増えたということで、面積を増やして作りたいということで、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇の方なんですけれども、そういう話がまとまりました。

何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員

(意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 95 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 95 について説明します。

貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「232 m²」、外 2 筆、計「1,412 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

4 番 96 番を説明させていただきます。

「〇〇〇〇」君は体調を崩され、農業ができない状態でありました。

そこでこの園地は農地パトロールの時に行かせていただいて、その園地を見させていただきましたが、大変荒れておりました。その代わり広い段のなだらかな良い土地でありましたので、そこで共に農地パトロールをしていております〇〇〇〇の「〇〇〇〇」君が、ここは僕が作ろうと思っているということで言っていただきまして、この話になりました。

今後、〇〇〇〇地区は、農地パトロールで回ると、すごく荒れて廃園になっている、今後の見通しが暗い状況を見させていただきましたので、今度この「〇〇〇〇」君が〇〇〇〇になってくれるということを聞かせていただきましたので、彼に託してみたいなど。この荒れた土地をどう回復させていくのかということに、力を入れてほしいなという話を農地パトロールの時にしておりました。

これから広がってくる農地であります、彼に任せたいと思います。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 96 から 98 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 96 から 98 について、一括して説明します。

番号 96、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「4,646 ㎡」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

番号 97、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「985 ㎡」、外 10 筆、計「6,065 ㎡」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

番号 98、貸借権を設定する農用地、農地の所在「国木 1116 番」、地目、現況「樹園地」、面積「1,016 ㎡」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 96、97、98 と続けて説明いたします。

使用貸借をしたいということで今回の申請になったわけですが、
「〇〇〇〇」君〇〇歳、〇〇〇〇で〇〇〇〇をしておりましたけれど、奥さんと一緒に、「〇〇〇〇」さんが親父なんですけど、親父のところに帰って百姓をしたいということで、新たな家族が増えたということで、地区でも喜んでいるところです。

96 番につきましては、おばあちゃんからの使用貸借、97 番につきましては、おじさんになる「〇〇〇〇」さんからの使用貸借、98 番は「〇〇〇〇」さん、父親からの使用貸借ということで、頑張ってやれよということでの使用貸借契約だと思いますので、何ら問題ないかと思ひますの

で、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 99 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 99 ついて説明します。

貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,009 m²」、外 2 筆、計「3,008 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 それでは 99 番について説明いたします。

貸借権を設定する「〇〇〇〇」さんは〇〇歳ということで、高齢でちょっと体調の面も含めて耕作がなかなかできていないというような状況です。

この園地に関しましても、「〇〇〇〇」さんの娘さんの旦那さんが管理をしている状況ではあるんですけども、旦那さんの方も自分の農地を持って管理をしているということで、こちらの〇〇〇〇の方の農地に関してはちょっと管理が間に合わないということで、今回当たり手を探していたような状況です。

そういった状況の中で、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、I ターン就農で 5 年目ということで、これから少しずつ経営を拡大したいという思いの中で、今回このお二方の意見が合致したということで、この案件がまとまりました。

何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 （意見、質問等なし）

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なく承認）

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 100 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 100 について説明します。
 貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,400 m²」、外 2 筆、計「2,563 m²」。
 貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。
 以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは 100 番の説明をさせていただきます。
 「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さん〇〇歳、娘婿にあたります。
 「〇〇〇〇」さん、この土地は小作に出されていた土地で、「〇〇〇〇」さん、去年〇〇〇〇を辞められ、〇〇〇〇と〇〇〇〇に園地があるのですが、農作業されております。
 この土地は、返ってきた土地を娘婿に使用させるという、何ら問題のない貸借です。
 以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 （意見、質問等なし）

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 101 から 102 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 101 から 102 まで一括して説明します。
 番号 101、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,047 ㎡」。
 貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。
 番号 102、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「735 ㎡」、外 4 筆、計「1,819 ㎡」。
 貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
 以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 101 番、102 番について説明します。
 この 2 件とも、I ターン就農者が耕作していた園地です。
 一昨年あたりからちょっと荒れてきてまして、話を聞いたところ、コロナになって肺を痛めて体がしんどいということで、そこで規模縮小を提案したところ、この 2 園地を解約するということになりました。
 101 番ですが、「〇〇〇〇」さんの畑、「〇〇〇〇」君、この子も I ターン就農者なんですけど、この子の作っている畑の上になりまして、モノラックも共同ということなんで、お願いして「〇〇〇〇」君に作ってもらうことで話がまとまりました。
 102 番ですが、これは「〇〇〇〇」君が「〇〇〇〇」さんの親戚になりまして、1 年前からもう作れないなら俺が作るぞと本人から打診がありましたので、彼にお願いして作ってもらいました。
 何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 103 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 103 について説明します。

番号 103、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、
現況「樹園地」、面積「1, 062 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 番号 103 について説明します。

貸し手の「〇〇〇〇」さんは、この会で買い手の立場で紹介することが多かったのですが、今回は貸し手ということです。

借り手の「〇〇〇〇」さんは現在〇〇歳、〇〇〇〇の方で 3 年程前から就農に向けて準備をされており、農協の研修制度を受講され、貸し手の「〇〇〇〇」さん宅に研修生、後にアルバイトとしてお手伝いをされておりました。

今回は本格的に就農されるということで、お手伝いをされていた縁もあり、こういう運びとなりました。

「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇地区に倉庫を借りて、コンテナ等の一通りの必要な道具を揃えられておられるそうです。

問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員	(異議なく承認)
議 長	それでは承認することといたします。
議 長	続きまして、番号 104 について事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号 104 について説明します。 貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,778 m²」。 貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。 以上です。
議 長	地元委員の説明を求めます。
1 4 番	「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、これまで山を作っていた土地を人に当てて、ここら辺でだいふ蹴りが付いてきたところです。 「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で男の方です。自分の畑の隣接地であるこの土地を使用貸借することになりました。 何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
委 員	(意見、質問等なし)
議 長	ないようですので、承認することにご異議ございませんか。
委 員	(異議なく承認)
議 長	それでは承認することといたします。
議 長	続きまして、番号 105 について事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号 105 について説明します。 貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「933 m²」、外 5 筆、計「3,925 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」
〇」、使用貸借。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18番 それでは、番号105について説明します。
「〇〇〇〇」さん〇〇歳、あっせん会議当日は、奥さんが〇〇〇〇から来られておりました。
借り手の「〇〇〇〇」さん〇〇歳。
この地区は4人しかおらんのですが、ほとんど限界に近いところで
廃園が増えておりますので、作ってくれるということで、本当にありがたい
と思っております。
今現在、現地は苗木だらけなので、年数が20年となっております。
何ら問題ないと思います。よろしくお願いします

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号106について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号106について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「775 m²」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」
〇」、使用貸借。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

- 17番 それでは、番号106について説明いたします。
 「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。
 ここは、「〇〇〇〇」さんという方が作られておりましたが、作れなくなっ
 て、モノレールが一緒に、「〇〇〇〇」さんが隣を作られている
 ので相談したところ、話がまとまりました。
 「〇〇〇〇」さんにはもう1つ畑があるそうですが、そこは相続で
 知っているそうですが、ここは実際にどこにあるのか知りませんとい
 うことでした。
 弟の方がどこか都会におられそうです。
 ここは〇〇〇〇という、自分が役員をしているところなんですけど、
 まことに綺麗に剪定されており、問題ないと思います。
 よろしくをお願いします。
- 議　　長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござい
 ませんか。
- 委　　員 （意見、質問等なし）
- 議　　長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。
- 委　　員 （異議なく承認）
- 議　　長 それでは承認することといたします。
- 議　　長 続きまして、報告第5号「農地法第3条の規定による許可申請の取消
 願について」事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、報告第5号、番号1について説明します。
 農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「3,307 m²」、
 外2筆、計「3,652 m²」、3条有償移転許可の取消です。
 譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 取消の理由は、先ほど議案第23号、番号17で説明したとおり、「譲受
 人を変更するため」であります。
 以上です。
- 議　　長 報告事項ですので、地元委員の説明は省略します。
 議　　長 続きまして、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による届出につ

いて」事務局の説明を求めます。

事務局

それでは報告第6号について説明します。

番号34、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「879 m²」。

賃貸人「〇〇〇〇」、貸借人「〇〇〇〇」、解約の理由は、代替わりによる賃借人の変更です。

以降の案件は、報告のため説明を省略します。

以上です。

議長

報告事項でありますので、以上で終わります。

議長

続きまして、協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長

それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6 閉 会 15時15分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年6月5日

会 長 菊 池 眞 策

議事録署名人 木 口 金 富

議事録署名人 西 川 正 則